

水巻町店舗等位置表示広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水巻町有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、水巻町が公開するホームページ（以下「町ホームページ」という。）内に構築する水巻町店舗等位置表示広告地図システム（以下「店マップ」という。）上に表示する店舗位置表示及び店舗情報（以下「位置表示広告」という。）の広告掲載について、必要な事項を定める。

(本事業の対象者)

第2条 本事業の対象者は、水巻町内に事業所を有し、現に事業を営む法人または個人とする。

(広告の範囲)

第3条 位置表示広告及び詳細広告ページに掲載できる広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の位置等)

第4条 位置表示広告の掲載場所は、町ホームページ内に構築する店マップ上とし、店舗一覧表示時の店舗名表示順は町が指定するものとする。

(広告の規格)

第5条 位置表示広告の規格は、店マップ上に表示される位置表示アイコンおよび「吹き出し」型記載欄に記載できる範囲のものとする。

(広告の申込)

第6条 位置表示広告の掲載希望者は、水巻町店舗等位置表示広告掲載申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(広告の掲載開始)

第7条 位置表示広告の掲載開始は、要綱第9条の決定後、速やかに行うものとする。

2 掲載された広告は第10条、第11条及び第12条に定める広告掲載の停止、取消し又は事業停止が発生しない限り継続するものとする。

(広告掲載料)

第8条 位置表示広告の広告掲載料は無料とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、町と広告主が協議し、作成するものとする。

(広告掲載の停止・再開)

第 10 条 広告主が広告掲載の停止を希望する場合は、水巻町店舗等位置表示広告掲載停止・再開申請書(様式第 2 号)を町に提出するものとする。停止した広告を再開する場合も同様とする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主の廃業、倒産、長期休業等による事業停止等が確認されたとき。
- (2) 広告の内容及び広告主の事業内容等が広告掲載申込時から変更され、第 2 条の規定に反する状態であると判断したとき。
- (3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関係する事情により当該広告の掲載をすることが不相当であると判断したとき。

(事業の停止)

第 12 条 町長は、広告主との協議なく本事業の一部または全てを停止することができる。
2 事業を停止する際に発生する広告掲載店舗の損害等について、町は一切の責任を負わないものとする。

(著作権)

第 13 条 本事業により作成された全ての成果物の著作権は、町が有するものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。